

令和4年度の基準額が10月1日から変わります！

草加市公契約基本条例

変更となる公契約は、次のものです。

- 予定価格1千万円以上の「業務委託契約・指定管理協定」
- ※10月1日以降に契約する案件のほか、既に契約済の案件も対象となります。

令和4年10月1日からの基準額は、次のとおりです。

	9月30日まで	10月1日から
工事等の請負に従事する人	裏面のとおり	変更ありません
業務委託に従事する人 指定管理業務に従事する人	984円/時間	987円/時間

※10月1日からは、上記の基準額以上の賃金を支払わなければいけません。正社員、日雇い労働者、アルバイト、パート、派遣労働者等（元請・下請を問わず）が対象となります。（※一人親方も含みます。）



草加市公契約基本条例の対象となる契約には、労働賃金基準額以上の賃金を支払わなければいけません。裏面にある基準額より低い賃金の場合は、市長に申し出ることができます。

なお、事業者は当該申出を理由に不利益な取扱いをしてはいけません。

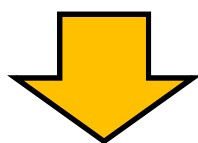
申出先 草加市役所契約課 住所：草加市高砂1-1-1
電話：048-922-1129 FAX：048-922-3091
✉：keiyaku-nyusatsu@city.soka.saitama.jp

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの基準額

1 工事又は製造の請負契約に係る労働賃金基準額

NO	職種	単価	NO	職種	単価
1	特殊作業員	2,622円	26	高級船員	3,432円
2	普通作業員	2,340円	27	普通船員	2,712円
3	軽作業員	1,688円	28	潜水士	4,512円
4	造園工	2,329円	29	潜水連絡員	3,285円
5	法面工	2,903円	30	潜水送気員	3,229円
6	とび工	3,072円	31	山林砂防工	3,027円
7	石工	3,027円	32	軌道工	5,400円
8	ブロック工	2,847円	33	型わく工	2,948円
9	電工	2,633円	34	大工	2,880円
10	鉄筋工	3,038円	35	左官	3,015円
11	鉄骨工	2,824円	36	配管工	2,532円
12	塗装工	3,105円	37	はつり工	2,824円
13	溶接工	3,297円	38	防水工	3,252円
14	運転手(特殊)	2,813円	39	板金工	3,207円
15	運転手(一般)	2,442円	40	タイル工	2,588円
16	潜かん工	3,420円	41	サッシ工	2,869円
17	潜かん世話役	4,028円	42	内装工	3,184円
18	さく岩工	3,477円	43	ガラス工	2,892円
19	トンネル特殊工	3,409円	44	建具工	2,745円
20	トンネル作業員	2,790円	45	ダクト工	2,577円
21	トンネル世話役	3,814円	46	保温工	2,554円
22	橋りょう特殊工	3,510円	47	建築ブロック工	2,678円
23	橋りょう塗装工	3,510円	48	設備機械工	2,588円
24	橋りょう世話役	3,949円	49	交通誘導警備員A	1,643円
25	土木一般世話役	2,734円	50	交通誘導警備員B	1,508円

2 業務委託契約に係る労働賃金基準額
 指定管理者との協定に係る労働賃金基準額
 984円/時間



令和4年10月1日から令和5年3月31日までの基準額

- 1 工事又は製造の請負契約に係る労働賃金基準額
 変更ありません（上記の表のとおり）
- 2 業務委託契約に係る労働賃金基準額
 指定管理者との協定に係る労働賃金基準額
 987円/時間

